最終更新日：2019年5月7日

株式会社丸順
代表取締役社長　齊藤　浩
問合せ先：企画管理本部　企画・財務部　経営企画課
証券コード：3422
https://www.marujun.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「技術を磨き、お客様が望む優れた製品・部品を提供することで『従業員』『お客様』『地域社会』の満足と幸せを追求します」を企業理念に掲げ、「共創・努力・謙虚」を社是としております。企業理念や社是等の丸順フィロソフィの実践を通じて、丸順グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが、企業経営の基本であると認識しており、コーポレート・ガバナンス体制の常なる改善及び強化は、経営における重要課題と位置づけております。経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行及びステークホルダーに対する迅速な開示と健全で透明性の高い経営を実現することで、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ってまいります。

また、取締役は「丸順取締役行動基準」、監査役は「監査役行動基準」、管理職は「管理職行動基準」、従業員（役員も含め全ての従業員）は「コンプライアンス・マニュアル」に示された義務と責任を的確に実践しながら健全な業務運営を行い、当社に与えられた社会的責任を果たせるよう努めております。

一方、情報開示におきましては、経営内容の公正性と透明性を高めるため、積極的かつ適切、迅速な情報開示に努めるとともに、株主、投資家の皆様に対し、迅速、公正、正確なディスクロージャーを積極的に実施しております。また、株主通信などのIRツールの充実やインターネットを通じて財務情報の提供を行うなど、継続的にコーポレート・ガバナンス及び情報開示についてさまざまな観点から検討を重ね、一層の充実を図るように取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則４－２　取締役会の役割・責務（２）】
補充原則４－２（１）
当社は、毎年定時株主総会で決議された報酬総額の限度内において各取締役の職位、職務遂行に対する評価及び会社業績等を総合的に勘案し取締役会で報酬を決定しておりますが、今後、更なる手続の客観性・透明性の確保に努めてまいります。

【原則４－３　取締役会の役割・責務（３）】
補充原則４－３（１）
当社では経営陣幹部を含む取締役の選解任の手続を社内規程により定めております。また、取締役への評価についても業績や経営内容を踏まえ実施しております。しかし、更なる公正かつ透明性の高い手続の確立のため、今後は体制の構築も含めた社内規程の見直しも検討してまいります。

補充原則４－３（３）
当社では、CEOを含む役員の選解任について社内規程に定めると共に、万一、CEOが法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。今後、客観性・適時性・透明性のある手続の確立のため、具体的なルールや基準等の策定及び体制の構築を検討してまいります。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
２０１６年６月に独立社外取締役を１名選任し、取締役会による独立性及び監督の実効性を確保しております。また、社外監査役を２名選任しており、法令上与えられた権限執行が随時なされております。しかし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、社外取締役の２名以上の選任が必要であると考えております。今後も引き続き、候補者の選任を検討してまいります。

【原則４－１０　任意の仕組みの活用】
補充原則４－１０（１）
当社は、現在社外取締役を１名選任しており、適切な関与及び助言を得ていると認識しております。今後はさらなる機能の独立性・客観性・透明性の強化のため、取締役の報酬や指名に関する任意の委員会の設置等も含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　政策保有株式】
当社は、「政策保有株式に関する基本方針」に、政策保有株式の保有及び売却の基準・検証及び報告体制・議決権行使の方針等を定め、方針に則り運用しており、安定株主の形成等を目的とした、いわゆる「持ち合い株式」は保有しておりません。

【原則１－７ 関連当事者間の取引】
当社では、社内規程で関連当事者間の取引について禁止しており、やむなく実施する場合には、該当取締役を当該決議の定足数から除外した上で取締役会において決議しております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社では規約型確定給付企業年金制度を採用しており、労使双方で合意した年金規約に関して厚生労働大臣から承認を受けております。当社は、総務人事部門で企業年金の管理を行っておりますが、今後は、より適切な管理運用のため、運用に当たる適切な資質を持った人材を配置し、かつ資産の運用を担当する経理財務部門に管理部門を移管します。

【原則３－１ 情報開示の充実】
(1) 企業理念や社是等を当社ホームページの新生丸順フィロソフィで開示しております。(https://www.marujun.co.jp/)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針をコーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書等で開示しております。

(3) 経営陣幹部の報酬は、社内規程に定めており、規程に基づき決定しております。取締役の報酬につきましては、社内規程に定められた基準に基づき、株主総会で承認された年度報酬限度額の範囲内で世間水準・経営内容等のバランスを考慮し、決定することとしております。

(4) 当社は、社内規程に経営陣幹部の選任と取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての条件及び方針を定めております。手続きについても、社内規程に基づき、取締役会及び株主総会における協議を経て選任が行われております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の個別の選解任の理由は招集通知に記載しております。

【原則４－１　取締役会の役割・責務(1)】
補充原則４－１(1)
当社では、法令に規定する事項及び取締役会規程において規定されている事項に関しては、取締役会において決議を行っております。取締役会に付議すべき事項としては、法令に基づき取締役会で決議すべきとされる事項のほか、取引や資産取得・処分等に一定の基準を設けております。また、一定の基準額に満たない取引・資産取得及び処分等に係る決定等は、別途決裁者を社内規程に定めております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法上の社外性要件及び金融商品取引所が定める独立性基準を充たし、会社経営等における豊富な経験と高い見識を有することを独立社外取締役を指名するための基準としております。

【原則４－１１　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則４－１１(1)
当社の取締役会は、取締役が１５名以下の適切な人数で構成することを基本的な考え方としております。取締役会は、会社の重要事項の決定と監視及び監督の役割を果たすため、取締役会全体として多様な知見と経験がバランスされるよう考慮しております。取締役の選任にあたっては、社内規程に定める条件及び方針に基づき取締役会及び株主総会における協議を経て選任が行われております。なお今後も、更なる客観性確保のため、手続の改善・改良を図ってまいります。

補充原則４－１１(2)
当社は、毎年株主総会招集通知を通じ、全取締役の兼任状況を開示しております。社外取締役が当グループ以外の役員を兼任しております。その他関係会社の子会社の役員が当社の取締役を兼任しております。また、社外監査役が当グループ以外の役員を兼任しておりますが、その他の取締役及び監査役は他社の役員を兼任しておらず、業務を常時専念できる体制となっております。

補充原則４－１１(3)
当社では監査役による取締役を対象としたアンケートを毎年行っており、その結果を経営陣に報告しております。アンケートは取締役がその職責を遂行するための義務と責任を明確にし、取締役としての行動基準を定めている社内規程「丸順取締役行動基準」を基に作成しております。その内容について各取締役は、取締役は会社の経営全般を見渡し、経営方針及び経営計画の策定から実行まで深く関与し、経営者としての視点から経営に参画する必要があり、取締役会では自分の意思を持ち積極的に主張しなければならないと十分に理解しており、当社取締役会は有効に機能しているものと判断しております。今後も取締役会が重要な意思決定機関であることを認識し、取締役としてあるべき姿を追求するとともに取締役会の更なる実効性向上のため、努めてまいります。

【原則４－１４　取締役・監査役のトレーニング】
補充原則４－１４(2)
新任の社外取締役及び監査役には就任時に会社の概要、経営理念、経営状況及び規程等を説明し当社への理解を深めております。また、役員研修会を定期的に開催しているほか、取締役を対象に、丸順取締役行動基準をもとにした自己評価をしながら、役員としてのあり方を定期的に確認しております。なお、常勤監査役は、日本監査役協会中部支部に会員登録し、定期的に研修へ参加しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主との対話は前向きに対応する必要があると考えております。そのために、情報開示責任者を取締役から選任するとともに、IR担当部署の設置等のIR体制を整備し、随時株主との対話ができる体制作りに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東プレ株式会社	2,370,700	19.99
今川　喜章	1,027,270	8.66
本田技研工業株式会社	988,950	8.34
今川　順夫	477,870	4.03
太平洋工業株式会社	463,950	3.91
名古屋中小企業投資育成株式会社	371,000	3.13
今村金属株式会社	336,400	2.84
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	325,000	2.74
株式会社大垣共立銀行	300,000	2.53

有限会社イマガワ	300,000	2.53

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上田　勝弘	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上田　勝弘	○	大垣精工株式会社及び株式会社セイコーハイテックの代表取締役社長であり、当社の独立役員であります。	独立性は保たれており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、平成29年度、監査役会開催時または会計監査人来社時等に、監査役と会計監査人との情報交換会を19回行いました。会計監査人が監査役に対し、会計監査の計画や結果などについて説明・報告を行ったほか、監査役から会計監査人に対し、監査の方針・計画や結果等の意見交換も行いました。

監査役は内部監査室との間で、双方の監査方針や監査スケジュールについて連絡調整を行い、各々の監査を行ううえにおいて必要な情報交換を行い、連携を密にしております。また、双方の往査の都度、監査結果や改善状況の情報交換を行いました。また、監査役、会計監査人及び内部監査室が一堂に会しての意見交換も平成29年度は3回実施しました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
馬淵　仁	他の会社の出身者													
水谷　博之	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬淵　仁	○	当社の株主である株式会社大垣共立銀行の関連会社「大垣正和サービス株式会社」の元代表取締役であり、当社の独立役員であります。	独立性は保たれており、金融系企業の経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいため。
水谷　博之	○	田嶋・水谷法律事務所の弁護士であり、当社の独立役員であります。	独立性は保たれており、さらに、法律の専門家としての豊かな経験・知見と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいため。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

＜独立役員の選任方針＞
当社では独立役員には、豊かな経験と広範な見識を有し、一般株主との利益相反の恐れのない高い独立性を保っている方を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成29年度に係わる、取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役8名に対し合計50百万円、監査役5名に対し合計8百万円の合計59百万円です。当報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、「役員規程」の基準に基づき、株主総会で承認された年度報酬限度額の範囲内で役員の職位ごとに決定しております。また、監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の限度内において監査役会の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対し、取締役会についての事前情報提供を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

―――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(経営管理機構)
＜取締役会＞
取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。平成29年度において、取締役会を16回開催しました。

＜監査役会＞
　各監査役は監査役会が定めた監査役監査基準に則り、平成29年度の監査方針・計画等に従い、取締役会など重要な会議への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行状況の監査を行っております。平成29年度において、監査役会を13回開催しました。

＜役員候補者の決定＞
　取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。監査役の候補者は、監査役会の同意を前提に取締役会の決議によって決定しております。

＜会計監査＞
　会計監査の適正性を確保するため、取締役会及び監査役会が、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査の報告を受けているほか、会計監査人の監査の相当性や監査報酬等の妥当性について判断しております。
有限責任監査法人トーマツの公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は38百万円であります。

（業務執行体制）
＜組織運営＞
　当社のコーポレート・ガバナンスの執行体制は、当社の基本理念と長期的視点に立脚し、日本を軸に世界各地域事業展開が円滑に推進できるよう、日本、タイ及び中国の4生産拠点について効果的な統制が図れる体制の整備を進めております。
日本では複数の法律事務所と顧問契約を締結し、業務執行のリスクを軽減しております。また、海外生産拠点についても関係法令を遵守すべく、情報収集のうえ各国の関係機関と調整し業務を遂行しております。
　営業活動においては、日本事業本部が製品別の中・長期展開を企画するとともに、世界における最適な事業運営を円滑に遂行するための調整をしております。また、日本事業本部、企画管理本部及び海外事業本部が各機能面での業務遂行により当社グループ全体としての効果・効率の向上に努めております。これらの一連の体制の中で当社コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の委員会活動を基盤に当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスを図っております。
　研究開発は、企画管理本部において行い、先進の技術によって個性的で国際競争力のある商品群を生み出すことを目的とし、地域環境を重視した自由闊達な研究開発活動を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は7名の取締役で構成される取締役会で、確実な意志決定を図るとともに、業務執行機能を担う「執行役員」を選任することにより、経営環境の急激な変化に迅速かつ的確に対応し、効率的・機動的で質の高い経営を進めております。また、監査役設置会社として、社外監査役を含めた監査役が、内部監査室と密な連携を保ち監査を行うことにより、業務の適正を確保していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様に出来る限り早期に日時、場所、会議の目的事項をお知らせするため、法定期限よりも前に発送しております。
その他	招集通知の発送前に当社ホームページにて招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	個別取材に対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信、株主総会招集通知、株主通信等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画管理本部　企画・財務部　経営企画課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様や社会からの信頼を確かなものとするため、当社グループで働く一人ひとりが共有する行動指針として、「コンプライアンス・マニュアル」を制定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	先進の安全・環境技術を適用した商品の提供を行っていくことに加え、 ＩＳＯ１４００１への取組み等による生産・物流・販売などの全領域における 環境保全活動のほか、安全運転普及活動、社会貢献活動などの取組みを通じ、 企業活動全体を通して社会から信頼と共感を得られるよう努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システム構築の基本方針＞

株式会社丸順は、「技術を磨き、お客様が望む優れた製品・部品を提供することで『従業員』『お客様』『地域社会』の満足と幸せを追求します」を企業理念に掲げ、「共創・努力・謙虚」を社是とし、企業理念・社是等により形成する「丸順フィロソフィ」の考え方に基づき、丸順グループにおける企業価値の継続的な向上と全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、当基本方針を定める。社会情勢、経営環境の変化に伴い継続的に改善し、より適正かつ公正な体制の整備に努める。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①「丸順フィロソフィ」を丸順グループの企業理念の基盤として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、取締役及び使用人の行動指針とする。

②企業理念及び法令遵守を推進するために、すべての取締役で組織する「内部統制・企業倫理委員会」を設置し、その下部組織として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設け、教育・研修等継続的な活動を通じて全社にわたるリスクマネジメント・コンプライアンスマインドの醸成に努める。

③独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図る。

④「内部通報規程」を設け、メール、電話及び投書による社内窓口に加え、弁護士等外部専門家に相談する外部窓口を設置し、不正行為の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化をめざす。なお、当該規程に基づく通報者等に対しては、不利益な取り扱いがされないよう措置を講じる。

⑤執行部門から独立した社長直轄の内部監査室の体制を強化し、使用人の職務執行が法令違反及び規程違反となっていないかを監査し、事前に違反が防止される体制を構築する。

⑥コンプライアンス及び企業倫理上の重要事象が発生した場合、「内部統制・企業倫理委員会」へ報告し、同委員会はその事実関係を調査し、原因を究明のうえ、対策・改善に努める。

⑦財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法案に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては組織全体として毅然とした態度で臨む。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報における文書または電磁的媒体の記録・保存・廃棄等を適切に管理する。

②「丸順セキュリティポリシー」及び「内部情報管理規程」に従い、個人情報及び重要な営業秘密等の情報資産とインサイダー情報について適切に管理する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①「リスクマネジメント規程」及び「丸順セキュリティポリシー」に従い、事業運営に重大な影響を及ぼすリスクに対して適正に対処する。

②「安全衛生管理規程」及び「防災管理規程」に従い、大規模な事故・災害における組織体制を構築しリスクの未然防止に努める。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は丸順グループの企業価値向上をめざし、経営を推進することを目的として、定期的（原則月1回）に開催し、法令・定款に従い「取締役会規程」に定める事項を決議し、丸順グループの業務執行を監督する。

②「組織規程」及び「職務分掌規程・職務権限基準」を定め、階層ごとの意思決定範囲を明確にし、効率的に業務を執行する体制を構築する。

5.企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

①「関係会社管理規程」に従い、子会社経営層はグループ会社を監督する責任を負うとともに、財務状況、職務の執行状況及びその他リスク管理等の重要な報告事項について、親会社（監査役を含む）への報告を定期的に行い、問題点の共有化を図る。また、子会社従業員等からの報告事項についても、親会社（監査役を含む）へ報告される体制を確保する。

②子会社従業員においても「丸順フィロソフィ」の啓蒙に努め、「コンプライアンスマニュアル」に沿って法令及びルール等を遵守する意識の向上を図る。

③子会社における内部通報については当社の取締役及び監査役に報告され、対策・改善について必要な助言・指導を行い、不正行為の早期発見と是正を図る。

④当社の内部監査室は、当社及び子会社に対する定期的な監査を実施し、実施状況及び監査結果を含む活動状況を定期的に取締役会に報告する。

6.監査役監査が適正かつ実効的に行われるための体制

①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くことができ、監査役の指揮命令下におく。

②監査役の職務を補助すべき使用人の人事評価は、監査役会によるものとし、その異動・選任については監査役会の同意を得るものとする。

③取締役及び使用人は丸順グループに著しい損失等を与える恐れがある事実を発見した場合、直ちに監査役へ報告する。

④「監査役への報告基準」に従い、法的報告以外に経営等に重大な影響を及ぼす事項等を報告する。

⑤監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要な報告を受ける。

⑥監査役に報告する者に対し、それを理由として不利益に取り扱わない。また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。

⑦監査役が職務を遂行するうえで発生する費用（弁護士及び外部専門家等を任用する場合の費用を含む）について、会社が円滑に処理支弁する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的考え方＞

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては組織全体として毅然とした態度で臨むこととしております。

＜反社会的勢力排除体制の整備＞
1．コンプライアンス･マニュアルで反社会的勢力との対決姿勢を行動指針として示し、その周知徹底を図っております。

2．本社総務部門を統括部署として反社会的勢力による不当要求に対しては断固とした拒絶の意思を示しております。

3．警察や外部専門機関が主催する連絡会へ参加し、反社会的勢力に関する情報の一元的な管理･蓄積を図りつつそれら専門機関との連携体制を確保しております。

4．内部通報規程を設け、メール、電話及び投書の方法で社員から相談を受ける内部通報窓口を設置しております。

5．取引基本契約書において、反社会的勢力排除に関する条文を明記しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

